

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 1 / 4

自治体		①千葉県	北海道	岩手県	②熊本県	③長崎県	④沖縄県	⑤鹿児島県	⑥京都府
あっせん等の申立て先		知事	知事が委嘱する地域づくり推進員で構成する 14 地域ごとの「地域づくり委員会」が事案を協議する中で、全員の賛成によって指導することができる。また、指導によって改善が図られない場合には、知事に対して、勧告することを求めることができる。	制度なし	知事	知事	知事	知事	調整委員会
調整委員会(※)の設置		○			○	○	○	○	○
あっせん等の主体		調整委員会			調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○			○	○	○	○	○
	合理的配慮の 不提供	○			—	○	○	—	—
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 —			事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —
	調査を拒否し た者	事業者 ○ 相談者 ○			事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—	事業者 ○ 相談者 ○
	調査で虚偽の 説明をした者	—			事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—	事業者 ○ 相談者 ○
	その他	—			—	—	—	—	—
調整委員会からの勧告 の求め		○			○	○	○	○	○
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量		△(尊重)			○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)
勧告前の意見陳述機会 の付与		○			—	○	—	—	—
勧告に従わなかった者 の公表		—			○	○	—	○	○
公表前の意見陳述機会 の付与					○	○		○	○

※調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 2 / 4

自治体		⑦茨城県	⑧奈良県	⑨愛知県	⑩富山県	⑪徳島県	山梨県	山形県	⑫宮崎県	
あっせん等の申立て先		知事	知事	知事	知事	知事	制度なし	制度なし	知事	
調整委員会(※)の設置		－	○	○	○	○			○	
あっせん等の主体		知事	調整委員会	知事 (調整委員会に意見聴取)	調整委員会	調整委員会			調整委員会	
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○	○	○	○	○			○	
	合理的配慮の 不提供	○	○	－	○	－			－	
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 －	事業者 ○ 相談者 －	事業者 ○ 相談者 －	事業者 ○ 相談者 －			事業者 ○ 相談者 －	
	調査を拒否し た者	－	事業者 ○ 相談者 ○	－	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○			－	
	調査で虚偽の 説明をした者	－	事業者 ○ 相談者 ○	－	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○			－	
	その他	－	－	－	－	－			－	
調整委員会からの勧告 の求め			－ (知事が判断)	－ (知事が判断)	○	○				○
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量					○ (知事が判断)	○ (知事が判断)				○ (知事が判断)
勧告前の意見陳述機会 の付与		－	－	－	－	－				－
勧告に従わなかった者 の公表		○	○	○	○	○				○
公表前の意見陳述機会 の付与		○	○	○	○	○				○

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 3 / 4

自治体		⑬大分県	岐阜県	⑭栃木県	⑮埼玉県	⑯大阪府	⑰愛媛県	⑱静岡県	⑲福岡県
あっせん等の申立て先		知事	制度なし	知事	知事	知事	知事	知事	調整委員会
調整委員会(※)の設置		○		○	—	○	○	○	○
あっせん等の主体		調整委員会		調整委員会	知事	調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○		○	○	○	○	○	○
	合理的配慮の 不提供	○		—	○	—	○	○	○
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 —		事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —
	調査を拒否し た者	—		—	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—
	調査で虚偽の 説明をした者	—		—	—	事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—
	その他	—		—	—	—	—	—	—
調整委員会からの勧告 の求め		○		○		○	○	○	○
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量		○(知事が判断)		○(知事が判断)		○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)
勧告前の意見陳述機会 の付与		—		—	—	—	—	—	—
勧告に従わなかった者 の公表		○		○	○	○	○	○	○
公表前の意見陳述機会 の付与		○		○	○	○	○	○	○

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 4 / 4

自治体		㊫さいたま市	㊬新潟市	㊭横浜市	㊮仙台市	（参考１）明石市	（参考２）別府市
あっせん等の申立て先		市長	市長	市長	調整委員会	市長	市長
調整委員会(※)の設置		○	○	○	○	○	○
あっせん等の主体		調整委員会	市長 (調整委員会に審議要求)	調整委員会	調整委員会	調整委員会	市長 (調整委員会に諮問)
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○	○	○	○	○	○
	合理的配慮の 不提供	○	○	○	○	○	○
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 ー	事業者 ○ 相談者 ー	勧告・公表の制度なし	事業者 ○ 相談者 ー	事業者 ○ 相談者 ー	事業者 ○ 相談者 ー
	調査を拒否し た者	ー	事業者 ○ 相談者 ○		事業者 ○ 相談者 ○	ー	ー
	調査で虚偽の 説明をした者	ー	ー		事業者 ○ 相談者 ○	ー	ー
	その他	ー	ー		ー	ー	ー
	調整委員会からの勧告 の求め	○	ー(市長が判断)		○	ー(市長が判断)	ー(市長が判断)
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量		△ (原則、勧告する)			○ (市長が判断)		
勧告前の意見陳述機会 の付与		ー	ー		ー	○	ー
勧告に従わなかった者 の公表		○	○		○	○	ー
公表前の意見陳述機会 の付与		○	○		○	○	

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記